| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第３章　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見） | | | |
| 第３　総務部の私債権に係る監査の結果及び意見 | | | |
| ４ 咲洲庁舎の貸付契約に係る債権 | | | |
| 【監査の結果３】評価性引当金報告書における適切な債権の分類  【総務部】 | 大阪府は，評価性引当金報告書における，平成22年６月１日付で締結し，平成27年４月30日に解約された咲洲庁舎の貸付契約に係る債権の分類を，一般債権ではなく破産・更生債権とすべきである。 | 令和３年10月８日に徴収停止を決定し、破産・更生債権に分類した。 | 措置 |